平成31年度 一般廃棄物処理実施計画 (ごみ処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

目 次

1. 計画策定の基本事項	
1-1 計画策定の主旨と目的 ・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-3 計画対象地域 ••••••••••••	2
1-4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 上位計画の把握	
2-1 総合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2-2 防災計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2-3 環境基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2-4 国、県の計画及び目標 ・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 一般廃棄物の排出状況	
3-1 一般廃棄物の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・	6
3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー・・・・・・・・・・	8
4. ごみ処理実施計画	
4-1 ごみの排出抑制・再資源化計画 ・・・・・・・・・・	10
4-2 収集・運搬計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4-3 中間処理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4-4 最終処分計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・	20

1. 計画策定の基本事項

1-1 計画策定の主旨と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定に基づき、小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理実施計画(以下「本計画」という。)を以下のとおり定めます。

本計画は、小山広域保健衛生組合(以下「本組合」という。)を構成する小山市、 下野市、野木町(以下「構成市町」という。)の一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理施設建設基本構想などを踏まえて、本組合における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めたものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、下記の関係する計画等に基づいて策定します。

ごみ処理基本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画について」(平成2年衛環第21号)及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(平成2年衛環第22号)に基づいて策定することとなります。

国では、環境基本計画をは じめ、廃棄物処理法に基づい て右のような計画及び方針等 を策定しています。

また、栃木県では、産業廃 棄物を含めた右の計画を策定 しています。

構成市町でも、右のような総合計画のほか、一般廃棄物処理基本計画、ごみ減量化計画等を策定しています。

国の計画

- ○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成28年1月改正)
- 〇廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月閣議決定)
- ○第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)



栃木県の計画

栃木県廃棄物処理計画 (平成28年3月)



-般廃棄物処理基本計画



一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理実施計画)

構成市町の計画

《総合計画》

- 〇小山市総合計画 等
- 〇下野市総合計画 等
- 〇野木町総合計画 等

《一般廃棄物処理基本計画》

〇小山市:一般廃棄物処理基本計画

(平成26年5月)

〇下野市:一般廃棄物処理基本計画

(平成29年3月)

〇野木町:一般廃棄物処理基本計画

(平成28年3月)

《ごみ減量化計画》

〇下野市: ごみ減量化計画

(平成24年3月)

○野木町:ごみ減量化計画

(平成18年3月)

1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は、以下のとおりとなります。

本組合の圏域は、栃木県の南部地域に位置しています。

ごみ処理に関する事業については、本組合は小山市、下野市、野木町が対象となります。

ただし、燃やすごみについては下野市石 橋地区は本組合の処理対象外となります。



1-4 計画の期間

この計画の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを対象とします。

2. 上位計画の把握 2-1 総合計画

第7次 小山市総合計画	第9章「未来につなぐ地球にやさしいくらしづくり」 のなかで、ごみ排出量の抑制を図るとともに、ごみの再 使用、再利用、再資源化の促進を図り、市全体で総量削 減に努めます。
第2次 下野市総合計画	目標3「豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全 ・安心なまちづくり」のなかで、分別・リサイクルの徹 底によるごみ減量化を推進します。
第8次 野木町総合計画	基本目標2「自然と共生したうるおいのあるまち」の なかで、町民や事業者に対する情報提供や働きかけを行 うとともに、ごみ減量化・資源化などの様々な事業を推 進します。

2-2 防災計画

小山市地域防災計画	第2編「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」で廃棄物処理活動に関する計画を示し、ごみ処理体制の確立、ごみ収集、がれき類の処理対策、留意事項などを定めています。
(平成29年11月)	第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。
下野市地域防災計画	第2編「水害、台風・竜巻等風害等対策編」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推計・収集運搬・廃棄物の種類ごとの対応方針について定めています。また、がれき類に関しても同様に定めています。
(平成28年3月)	第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。
野木町地域防災計画	「水害・台風、竜巻等風害対策編」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推量・収集運搬・留意事項等について定めています。また、災害がれき処理に関しても同様に定めています。
(平成29年3月)	「震災対策編」で「水害・台風、竜巻等風害対策編」を準用しています。

2-3 環境基本計画

栃木県環境基本計画 (平成28年3月)	重点的な取組として、「ごみの排出量の削減」を掲げ、 具体的な取組として、以下の施策を示しています。 ・ごみ処理の有料化の促進
(十成20年0月)	・食品ロスやレジ袋の削減のための普及啓発 ・廃棄物の分別の徹底等

2-4 国、県の計画及び目標

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月改正)

一般廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用量を21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減するという方針です。参考として目標値を以下に示します。

一般廃棄物の減量化の目標値

単位:100万 t /年

				平成24	4年度	平成3	2年度
排	出		量	45		39.6	
再	生 利	用	量	9.3	(21%)	10.7	(27%)
中間	処理に	よる減	量	31	(69%)	24.9	(62.9%)
最	終 処	分	量	4.7	(10%)	4	(10.1%)

(2) 廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月閣議決定)

2018年度~2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、 人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進 や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施 設整備を推進。

同計画の具体的な目標及び指標として以下が示されています。

同計画による主な目標及び指標

目標	ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量 効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施す る。
指標	○ごみのリサイクル率(一般廃棄物の出口側の循環利用率)21%(2017年度見込み) → 27%(2022年度)※一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合○一般廃棄物最終処分場の残余年数2017年度の水準(20年分)を維持する
目標	焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施 し、回収エネルギー量を確保する。
指標	○期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値19%(2017年度見込み) → 21%(2022年度)○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合40%(2017年度見込み) → 46%(2022年度)

(3) 第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

同計画では循環型社会形成の一層の推進を図ることを目指しており、一般廃棄物の減量化に関する同計画の取組指標に関しては以下のとおりです。

同計画による取組指標

指標	数値目標	目標年次	備考
1人1日当たりの ごみ排出量	約850g/人/日	2025年度	
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度	廃棄物処理基本方針
事業系ごみ排出量	約1,100万トン	2025年度	

(4) 栃木県の一般廃棄物の目標値

栃木県廃棄物処理計画(計画期間:平成28年度~平成32年度)では、一般廃棄物の排出に関して、平成25年度を基準とし、排出量を11%削減すること、再生利用率を25%に増加し、最終処分量を11%削減することを目標にしています。

栃木県一般廃棄物の目標値

		平成25年度	平成32年度
		基準年	目標
一般廃棄物 排出量		690∓ t	614∓ t
内	生活系	513 ∓ t	461∓ t
訳	事業系	177千 t	154∓ t
再生利用率		17.5%	25%
最終	終処分量	62千 t	55千 t

3. 一般廃棄物の排出状況

3-1 一般廃棄物の種類

(1) ごみの種類

施設	ごみの種類	内 容
	燃やすごみ	生ごみ、紙くず、木くず、硬質プラスチック製品など
中央清掃	可燃系粗大ごみ	畳(1日3枚まで)、ふとん等
センター	可燃系資源物	小山市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、 紙パック
	燃えないごみ	陶磁器、金属製品など
	可燃系粗大ごみ	畳、ふとん等を除く家具など
	不燃系粗大ごみ	金属製の家具など
リサイクル	不燃系資源物	飲料用びん、鉄缶、アルミ缶、ペットボトル
センター	有害ごみ	乾電池、蛍光管、スプレー缶、小型家電
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ等家庭用電気製品
	可燃系資源物	下野市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、 紙パック
	生ごみ	野木町から発生した生ごみ
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器、カップなど
南部清掃センター	剪定枝	枝葉など
	可燃系資源物	野木町から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、 紙パック

(2) ごみの搬入制限

1) 中央清掃センターでは処理できないごみ

1	処理により施設を 損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの
2	分別がされていないもの (リサイクルセンター取扱品)	燃えないごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等を除く家具など)
3	分別がされていないもの (南部清掃センター取扱品)	プラスチック製容器包装、剪定枝

2) リサイクルセンターでは処理できないごみ

1	資源化の障害になるもの	キャップ、ラベルを外していないペットボトルなど
2	処理により施設を 損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの
3	分別がされていないもの (中央清掃センター取扱品)	燃やすごみ、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等)
4	分別がされていないもの (南部清掃センター取扱品)	プラスチック製容器包装、剪定枝

3) 南部清掃センターでは処理できないごみ

1	資源化の障害になるもの	i 野木町指定紙袋に入っていない生ごみ、 ii 毒性のある植物、繊維質の多い植物、病害虫に侵された植物の剪定枝、 iii 木の根
2	処理により施設を 損なうおそれのあるもの	太さ20cm以上、長さ2m以上の剪定枝
3	分別がされていないもの (中央清掃センター取扱品)	燃やすごみ、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等)
4	分別がされていないもの (リサイクルセンター取扱品)	燃えないごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ご み、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等を除く家具など)

4) 処理できないごみ

	達してないこの	
1	有害性物質を有するもの	特別管理一般廃棄物(在宅医療廃棄物のうち注射針や チューブ(カテーテル)に付属する針等)、廃酸、廃ア ルカリ、農薬、殺虫剤など
2	処理に際して 危険性のあるもの	廃油、ガスボンベ、スプレー缶(但し、使い切ったもの は可)など
3	燃焼により有害性ガスを 発生するもの	薬品など
4	特定家庭用機器再商品化法 第2条第5項に定めるもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
⑤	自動車部品等	自動車リサイクル法等に該当するもの (自動車及びバイクのタイヤ、バッテリー、バンパーな ど)
6	産業廃棄物	建築廃材、農機具、農業用ビニール、パレット、事業系 プラスチック、事業系鉄・ガラスくず、事業用事務機器 など
7	処理困難としているもの	i 大量のごみ(但し、1日2 t トラックー台は可)、ii 木の根、iii 土砂、iv洗濯物干し台、v消火器、viピア ノ、vii灰、vii石、ix漬物石、xペンキ、xi多量の蛍光 灯、xii耐火金庫など
		物置、車庫 i 木造及び組立式の物置で基礎のあるもの、 ii 組立式の 車庫
8	自らの施工が困難で業者に 依頼することが一般的で あると認められるもの	住宅用設備機器(工事の必要のあるもの) i 浴槽、ii 流し台、iii 洗面台、iv 便器、 v ボイラー、vi 温水器(電気、ソーラー)、vii井戸ポンプ、viii太陽光発 電パネルなど
		住宅建設資材 i 床材、ii 廃材木、iii 鉄骨、iv壁材、vコンクリートが ら、viブロック、viiレンガ、viii瓦、ix 屋根材など

3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー

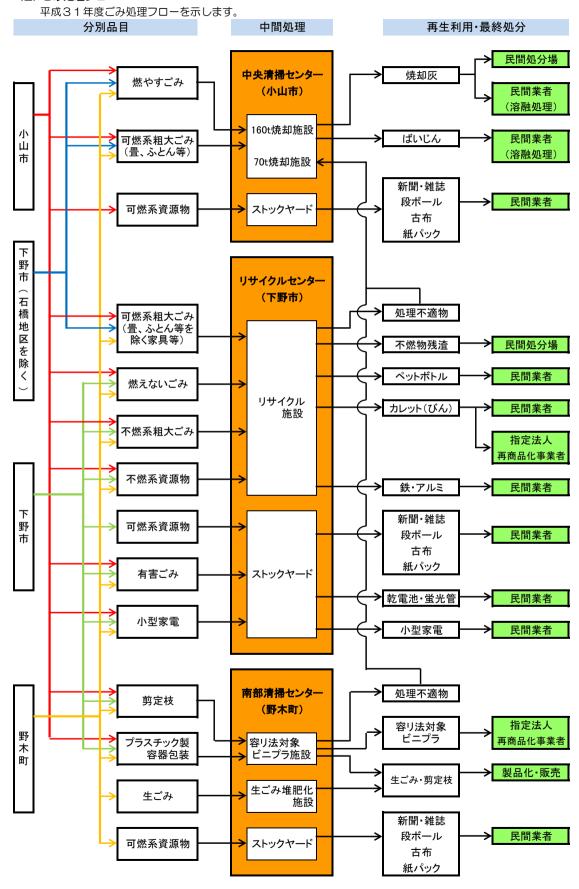
(1) ごみの搬入予想量

ごみの搬入予想量は以下のとおりです。

(単位:t/年)

区分	中央清掃センター	リサイクルセンター	南部清掃センター	搬入量合計
燃やすごみ	53,954.6		_	53,954.6
可燃系粗大ごみ	118.4		_	118.4
燃 え な い ご み		7,530.6	_	7,530.6
不燃系粗大ごみ		347.1	_	347.1
不 燃 系 資 源 物		1,995.0	_	1,995.0
乾 電 池		50.7	_	50.7
蛍 光 管		31.7	_	31.7
小 型 家 電		186.8	_	186.8
プラスチック製容器包装			3,333.6	3,333.6
剪定枝			1,296.6	1,296.6
生ごみ(野木町)			833.8	833.8
新 聞 ・ 段 ボ ー ル	1,327.2	288.6	241.3	1,857.1
雑誌 • 古布	1,574.2	448.3	234.9	2,257.3
紙 パ ッ ク	12.5	2.9		15.4
合計	56,986.9	10,881.7	5,940.2	73,808.8

(2) ごみ処理フロー



4. ごみ処理実施計画

4-1 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

排出抑制のための方策は構成市町がそれぞれ実施しますが、本組合が中心となり減量化に 取り組んでいます。

(2) 資源化の方法及び推定量

資源化対象物		資源化量(t)	資源化の方法及び利用先
焼却灰		2,750.3	溶融固化し建設資材等に利用
ばいじん		1,925.8	治暦回じひ建設負別寺に利用
鉄類(磁性物)		1,377.0	
非鉄金属(雑アルミ)		123.7	
鉄缶(※1)		126.9	原料として利用(マテリアルリサイクル)
アルミ缶(※1)		271.8	
ペットボトル(※1)		688.5	
	白色	147.3	
ガラスびん	茶色	307.8	容器包装リサイクル法に基づく再商品化
777070	緑色	102.0	
	その他	350.6	破砕処理し、建設資材等に利用
乾電池		50.7	搬出後、破砕処理し、原料として利用
蛍光管		31.7	
小型家電		186.8	各種金属の回収
プラスチック製容器包装((*1)	2,547.6	容器包装リサイクル法に基づく再商品化
剪定枝(南部清掃センター	*2)	1,109.2	製品化して販売
木材(剪定枝以外)		18.0	チップ化して畜舎等に利用
生ごみ(南部清掃センター	*2)	20.4	堆肥化して販売
新聞		700.2	
段ボール		1,156.9	 原料として利用(マテリアルリサイクル)
雑誌		1,386.0	
紙パック		15.4	
古布(※3)		871.3	海外にて再利用(リユース)
숨 計		16,265.9	資源化率 22.0% (※4)

- ※1 プラスチック製容器包装、鉄缶、アルミ缶、ペットボトルに関しては、運搬効率のため、圧縮され、処理先に運搬されます。
- ※2 生ごみ、剪定枝は、南部清掃センターにて資源化された後、維持管理事業者により 製品化・販売されます。
- ※3 古布は海外で一部衣類として再使用される他、ウエスとして利用されます。
- ※4 資源化率は、搬入量に占める資源化量の割合です。

4-2 収集•運搬計画

(1) 収集・運搬についての実施主体

構成市町により実施されています。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、小山市、下野市(燃やすごみについては石橋地区を除く)、 及び野木町です。

(3) 収集区分及び収集頻度

		小山市	下野市	野木町
可	燃やす(可燃)ごみ	週2回	週2回	週2回
燃		燃やす(可燃)ごみに含む	燃やす(可燃)ごみに含む	週2回
物	剪定枝	月1回	月2回	月2回
プ	ラスチック製容器包装	週1回	週2回	週1回
业日 ⋅	大ごみ	戸別収集	ステーション収集	委託業者に依頼
∤ 且.	人との	(要申込)	隔週1回(要申込)	安山未日に収积
燃	えないごみ	月2回	月2回	月2回
	びん、缶(飲料用)	月2回	月2回	月2回
資	ペットボトル	月2回	月2回	月2回
源		月1回	月2回	月2回
物	新聞・雑誌・段ボール	月1回	月2回	月2回
	古布	月1回	月1回	月2回
	乾電池	月1回	月1回	_
有害	蛍光灯	月1回	月1回	月2回
きご	小型家電	月1回	月1回	月2回
み	スプレー缶・ガス缶	月1回	月1回	月2回
	その他	月1回	月1回	_
拠	小型家電	0	0	0
点	乾電池	_	0	0
	廃食用油	0	0	0
収	紙パック	0	_	_

4-3 中間処理計画

(1) ごみの種類及び処理方法

ごみの	種類	処理方法	
燃やすごみ		焼却処理	
可燃系粗大ごみ		破砕後、焼却処理	
燃えないごみ		・破砕後、鉄・アルミ・可燃物・不燃物残渣に選別し、	
不燃系粗大ごみ		鉄・アルミは資源化、可燃物は焼却処理	
ベッド、マットレス	7 1777	解体後、可燃物と金属部分に選別し、	
ハット、マットレン	ス、ソファー	可燃物は焼却処理、金属部分は資源化	
	鉄缶・アルミ缶	資源化のため選別・圧縮	
不燃系資源物	ペットボトル	資源化のため選別・圧縮	
	ガラスびん	資源化のため選別	
	乾電池		
有害ごみ	蛍光管	資源化のため選別	
	小型家電		
プラスチック製容器	器包装 器包装	資源化のため選別・圧縮・梱包	
剪定枝		堆肥化・チップ化	
生ごみ(野木町分)		堆肥化	
可燃系資源物 (段ボール、古布、雑誌、新聞紙、紙パック)		資源化のため選別	

(2) 処理施設の概要

	X	分	竣工 年月	処理方式	処理規模	備考
			S61. 3	全連続燃焼式		H14.9 飛灰固形化施設
中央清掃センター		焼却施設 然やすごみ		ストーカ炉	(80 t×2炉)	
小山市大字塩沢		可燃系粗大ごみ	H28. 9	全連続燃焼式	70 t/日 (24h)	発電設備、温水発生装置あり
576番地15				ストーカ炉		
	スト	ックヤード	H26. 3	保管	82㎡ × 4	古布、古紙類
	•	可燃系資源物				
	リサ	イクルセンター棟	Н31. З	破砕・選別	40t/∃(5h)	
リサイクルセンター	•	然えないごみ				
	•	不燃系粗大ごみ				
下野市下坪山	下野市下坪山 ●不燃系資源物			選別•一部圧縮	10t/日(5h)	びん・缶
1632	32				3.3t/⊟(5h)	ペットボトル
	スト	ックヤード	Н31. З	保管	52.5m² × 2	古布、古紙類
	•	可燃系資源物				乾電池、蛍光管
	•;	有害ごみ				
	•	小型家電				
		容リ法対象ビニプラライン	H28. 3	圧縮・梱包	21t/日(5h)	
南部清掃センター	ビリ 二法 プ	●プラスチック製容器包装				
	ラ象施	剪定枝ライン		堆肥化・チップ化	9. 4 t/日 (5 h)	
	設	●剪定枝				
野木町大字南赤塚	野木町大字南赤塚 生ごみ堆肥化施設			堆肥化	4. 1 t/⊟ (5h)	
1513-2	1513-2 ●生ごみ					
	スト	ックヤード		保管	490m²	古布、古紙類
	•	可燃系資源物				

(3) 搬入される廃棄物の搬入形態の内訳及び処理推定量

① 燃やすごみ及び可燃系粗大ごみ(下野市石橋地区を除く)

				(半世・七)
		中央清掃		
搬入形態	市町別	160 t • 7	合 計	
		燃やすごみ	可燃系粗大ごみ	
	小山市	645.1	0.1	645.2
直営ごみ	下野市	29.8	0.0	29.8
	野木町	53.6	0.0	53.6
	小山市	28,320.7	0.0	28,320.7
委託ごみ	下野市	5,387.2	5.6	5,392.8
	野木町	3,845.8	0.0	3,845.8
	小山市	9,248.2	11.4	9,259.6
事業系ごみ	下野市	1,429.7	1.5	1,431.2
	野木町	904.0	4.8	908.8
古 +文+伽 ユ <i>一</i>	小山市	3,536.2	87.1	3,623.3
直接搬入ごみ	下野市	302.1	0.3	302.4
	野木町	252.3	7.6	259.9
小	計	53,954.6	118.4	54,073.0
破砕可り (リサイクル				4,407.9
南部清掃センタ	7ー処理不適物			1,043.3
搬入量合計				59,524.2
	焼却灰(埋立)			1,426.1
ᆄᆉᇚᇚᄑᄱᄽᆠ	焼却灰(溶融)			2,750.3
焼却処理後物 排出内訳	ばいじん(埋立)			0.0
	ばいじん(溶融)			1,925.8
	合計	_	-	6,102.1

② 燃えないごみ及び不燃系粗大ごみ、不燃系資源物

搬入形態	市町別	リサイクルセンター				
1/2/ //12/19/		燃えないごみ	不燃系粗大ごみ	不燃系資源物		
	小山市	60.5	3.9	2.9		
直営ごみ	下野市	17.2	0.0	0.0		
	野木町	5.7	0.0	0.0		
	小山市	2,060.3	41.6	1,543.8		
委託ごみ	下野市	480.7	55.0	239.4		
	野木町	451.5	0.0	190.4		
	小山市	569.2	24.3	2.2		
事業系ごみ	下野市	96.1	0.0	1.8		
	野木町	35.0	0.1	0.4		
古拉伽 ユ デコ	小山市	3,283.0	170.8	0.0		
直接搬入ごみ(一般家庭)	下野市	217.7	18.0	14.1		
	野木町	253.6	33.5	0.0		
合	計	7,530.6	347.1	1,995.0		
搬入量合計				9,872.7		
施設処理量合訂	†			9,872.7		
	処粗不	破砕可燃物	4,407.9			
	理大燃ラごご	不燃物残渣	1,969.2			
	イみみ	磁性物(雑鉄)	1,377.0			
	ン	非鉄金属(雑刀	123.7			
	不	鉄缶プレス品	126.9			
	燃	アルミ缶プレス	271.8			
	系処資	ペットボトルフ	688.5			
	理源	ガラスびん(É	147.3			
	ラ物 イ ン	ガラスびん(茶	307.8			
	ン	ガラスびん(約	录色)	102.0		
		ガラスびん(そ	その他)	350.6		

③ 乾電池

(単位: t)

		(手位・じ)
搬入形態	市町別	リサイクルセンター
		乾電池ストックヤード
	小山市	0.0
直営ごみ	下野市	0.0
	野木町	6.2
	小山市	35.4
委託ごみ	下野市	9.0
	野木町	0.0
	小山市	0.0
事業系ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
ませか 加っ 一つ	小山市	0.1
直接搬入ごみ(一般家庭)	下野市	0.0
NIX ZONIXE /	野木町	0.0
搬入量	量合計	50.7
搬出(資源化)量		50.7

④ 蛍光管

		(半型・1/
搬入形態	市町別	リサイクルセンター
リカスノベハンフロベ	. 10 -3 /33	蛍光管ストックヤード
	小山市	0.0
直営ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
	小山市	15.8
委託ごみ	下野市	14.0
	野木町	1.9
	小山市	0.0
事業系ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
	小山市	0.0
直接搬入ごみ(一般家庭)	下野市	0.0
()JX 25 NZE /	野木町	0.0
搬入量	量合計	31.7
搬出(資源化)量		31.7

⑤ 小型家電

(単位: t)

+60.コーエン会と		リサイクルセンター
搬入形態	市町別	小型家電ストックヤード
	小山市	2.0
直営ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.3
	小山市	114.2
委託ごみ	下野市	48.4
	野木町	21.9
	小山市	0.0
事業系ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
古 ナウ ナがい ユーデコ・	小山市	0.0
直接搬入ごみ(一般家庭)	下野市	0.0
くり以るが足り	野木町	0.0
搬入	量合計	186,8
搬出(資源化)量		186,8

⑥ プラスチック製容器包装

		(手匹・1)
搬入形態	市町別	南部清掃センター
がなくころには) la m) Vii	容リ法対象ビニプラ施設
	小山市	168.8
直営ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
	小山市	2262.4
委託ごみ	下野市	735.0
	野木町	137.3
	小山市	0.0
事業系ごみ	下野市	0.0
	野木町	0.0
	小山市	26.4
直接搬入ごみ(一般家庭)	下野市	0.0
()以及外庭)	野木町	3.7
搬入	量合計	3333.6
再商品化(容リ法)		2547.6

⑦ 剪定枝

(単位: t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター
		容リ法対象ビニプラ施設
	小山市	64.8
直営ごみ	下野市	17.0
	野木町	27.4
	小山市	79.7
委託ごみ	下野市	99.0
	野木町	11.7
	小山市	51.3
事業系ごみ	下野市	0.0
	野木町	58.0
直接搬入ごみ(一般家庭)	小山市	672.9
	下野市	58.0
	野木町	156.8
搬入量合計		1,296.6
資源化(製品化)量		1,109.2

8 生ごみ

		(手位・じ)
搬入形態 市町別	中田田	南部清掃センター
	າ ໄວ ພົງ ປັກ	生ごみ堆肥化施設
委託ごみ	野木町	782.4
事業系ごみ		51.1
直接搬入ごみ (一般家庭)		0.3
搬入	a 合計	833.8
堆肥化(資	資源化)量	20.4

⑨ 可燃系資源物

(単位: t) 中央清掃センター、南部清掃センター、 リサイクルセンター 搬入形態 市町別 合 計 可燃系資源物ストックヤード 新聞・段ボール 雑誌•古布 紙パック 5.2 小山市 5.5 23.2 12.5 市程不 0.0 0.0 00 直営ごみ 00 野木町 1.0 0.2 0.0 1.2 小山市 894.8 970.7 0.0 1.865.5 270.6 420.3 2.9 委託ごみ 下野市 693.8 野木町 235.1 223.2 0.0 458.3 小山市 0.3 1.7 0.0 2.0 5.2 事業系ごみ 下野市 2.0 3.2 0,0 野木町 0.0 0.0 0.0 0.0 小山市 426.6 596.6 1,023.2 0.0 直接搬入ごみ 下野市 16.0 24.8 0.0 40.7 (一般家庭) 野木町 5.2 11.5 0,0 16.7 搬入量合計 2,257.3 15.4 4,129.8 1,857.1 新聞 700.2 段ボール 1,156.9 搬出量 雑誌 1,386.0 (資源化) 871.3 古布 15.4 紙パック

4-4 最終処分計画

中央清掃センター及びリサイクルセンターより発生する処理残渣の数量及び処分方法

残渣等の名称	数量(t /年)	処分方法	
焼却灰	1,426	民間処分場に埋立	
光印风	2,750	尺段冷頭体乳にアフラガル	
ばいじん	1,926	民間溶融施設にてスラグ化	
	1,541	民間処分場に埋立	
不燃物残渣	428	民間施設にて焼却処理	
	171	民間処分場に埋立 ※民間施設にて焼却処理後物	
焼却灰(外部施設処理)	30	民間溶融施設にてスラグ化	
战却火 (外叫他这处连)	30	RPIM 公担に拥立	
ばいじん(外部施設処理)	10	民間処分場に埋立	

平成31年度 一般廃棄物処理実施計画 (生活排水処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

平成31年度 小山広域保健衛生組合生活排水処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

2. 計画期間

本実施計画の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

3. 計画区域

本実施計画の対象区域は、小山広域保健衛生組合管内とする。 小山市・下野市・野木町・上三川町

4. 処理施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

項目	内	容
施設名称	小山広域クリーンセンター	
所在地	栃木県小山市大字塩沢604番地	
敷地面積	46, 748m²	
建物	管理棟:鉄筋コンクリート造 地上2階建	
	処理棟:鉄筋コンクリート造 地下1階 均	也上2階建
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高速堆肥化処	理
	191kL/⊟	
処理能力	(し尿48kL/日、浄化槽汚泥115kL/日、鼎	農集排汚泥28 k L/日)
	(生ごみ1.4 t /日)	
放流先	利根川水系一級河川 思川	
工期	着 工:平成13年10月	
	竣 工:平成16年 3月	
稼動日数	365日/年	
受入日数	240日/年	

5. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理計画

本施設で処理すべき処理計画量は35,807 t/年とする。 なお、処理計画の内訳は以下のとおりとする。

処理 内訳	処理計画量	
生し尿	3,322t/年	
浄化槽汚泥	22,557t/年	
農業集落排水汚泥	9,928t/年	
合 計	35,807t/年	

6. 生ごみ搬入自治体及び生ごみ処理量

本施設で処理すべき生ごみの受入自治体は、小山市及び下野市(国分寺地区、南河内地区)とする。

なお、生ごみの処理量は240 t/年とする。

7. し渣の処分方法

本施設から発生するし渣の処分方法は、一般廃棄物として小山広域保健衛生組合中央清掃センター焼却施設で可燃ごみとして焼却処理する。

なお、処分量は100 t/年とし、含水率は60%以下とする。

8. 受入槽清掃汚泥の処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の受入槽清掃汚泥の処分方法は、一般廃棄物として埼玉県寄居町に所在する民間事業者の溶融処理施設で焼却処理し、処理後物は資源化して有効利用を図る。

なお、処分量は180t/年とする。

9. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法は、循環型社会形成の観点から、有機性廃棄物の生ごみとあわせて堆肥化(汚泥発酵肥料『すくすく君』)することで、資源化して有効利用を図る。

なお、資源化量は366 t/年とする。

10. 収集•運搬処理業者

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及び生ごみは、構成市町において許可及び委託を受けた一般廃棄物処理業者によって収集・運搬するものとする。

11. 施設使用許可業者一覧

本施設の使用許可業者は以下のとおりとする。

(1) し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥

事業者名	収集・運搬許可市町名
協和興業株式会社	小山市
栃南産業株式会社	下野市
伽用连条体以云位	上三川町
野木衛生社	野木町
カワベ産業株式会社	野木町
有限会社国分寺産業	下野市(国分寺・南河内地区)
関東産業衛生社	下野市(国分寺・南河内地区)
有限会社マルフジ	下野市(石橋地区)
日限公社ャルフグ	上三川町

(2) 生ごみ

+ W + 5	
事業者名	収集・運搬許可市町名
株式会社リヴェール東洋	小山市
有限会社ミヒロ	小山市(事業系生ごみ排出削減モデル事業)
有限会社アオキ	下野市(南河内地区)
有限会社国分寺産業	下野市(国分寺地区)